

### 🔦 暮らしの知識 うまい話につけ込む悪質勧誘に注意

【事例1】 アルバイト収入が減った事を知人に話すと「良い副業がある」と言って人を紹介された。「初期費用12万円で稼げる」と言われ、お金は学生ローンで借りるよう指示された。

【事例2】 OB訪問をしようと就活アプリで探した人とカフェで会い、希望職種などについて話すうちに、ビジネススクールを20万円で契約することになった。ワークブックや教材用USBが届いたが、およそ就職の役に立ちそうな内容ではなかった。

悪質勧誘に陥るきっかけは、インターネット上の情報(SNSの広告や検索結果)や知人などからの誘いが見受けられます。

「誰でも簡単に儲かる」などのうまい話や「今のままでは就職できない」などの不安を煽るような勧誘文句で、実際には役に立たない情報商材(※)、ビジネススクールや教材などを契約させます。

「契約後に人を紹介するよう催促された」「業者や知人についてはSNSでの連絡先しか把握しておらず、連絡が取れなくなってしまった」「相手に個人情報やクレジットカードの情報を渡してしまって不安だ」などのトラブルも起きています。

(※) 副業、投資などで収入を得るためのノウハウとして販売されている情報のこと

#### 【消費者へのアドバイス】

- ①安易に契約せず、個人情報を伝えないようにしましょう。
- ②不要な契約はキッパリ断りましょう。自分にとって必要な契約と感じても一旦保留にし、周りに相談するなど冷静な判断が必要です。
- ③借金を持ち掛けるような勧誘は、断りましょう。
- ④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

### 法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

#### 共有関係の解消

**事例** 亡くなった父の遺言に基づいて長男と次男が持分2分の1ずつ共有で相続したアパートがあります。このアパートは父の生前から長男が父に代わって事実上管理していた物件で、次男はアパート経営に関心がありません。次男は長男との共有関係を解消したいと考えていますが、どのような方法があるのでしょうか。

**回答** 共有関係の解消(共有物分割)には主に3つの方法があります。

1つ目は、現物分割という方法で、持分割合に応じて物理的に不動産を分割する民法上の原則的な方法となります。もっとも、現物分割は、土地の分割をする際には可能な方法ですが、アパートのような建物の場合には通常困難となります。

2つ目は、価格賠償という方法で、不動産を共有者の1人の単独所有とし、その代わりに単独所有する共有者から他の共有者に金銭を支払うという方法です。本件では、これまで長男がアパートを管理していますので、長男がアパートの取得を希望する場合には、次男が長男から金銭の支払を受ける形で分割することができます。ただし、この場合には、その金額をいくらとするかが争点となる可能性があります。

3つ目は、代金分割という方法で、不動産を第三者に売却し、その売却代金を持分割合に応じて分ける方法です。共有者で共同して任意売却することもできますが、共有者間に対立があり任意売却できない場合は、訴訟を提起し競売の判決を得ることで競売による分割を行うこともできます。代金分割は、他の方法による分割ができない場合に選択されることが多く、本件でも長男に価格賠償する資力がない場合には、代金分割を検討することになります。

共有物分割でお困りの際は弁護士にご相談ください。

問埼玉県弁護士会越谷支部 ☎962-1188 福山茂志(弁護士)

## 5月各種無料相談

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑯を除く)。  
※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

### ①総合相談 問秘書広報課 ☎373

下記の6つの相談を合わせて開催するため、複数の相談を受けることができます。  
日5月21日(金) 午後1時20分~4時  
場八潮メセナ

#### ●法律相談 ※5月19日(水)午前9時から電話予約

法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)

#### ●税理士相談 ※5月7日(金)午前9時から電話予約

相続税など税金全般についての相談(税理士が対応)

#### ●不動産相談

空き家、マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)

#### ●暮らしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

#### ●行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談(行政書士が対応)

#### ●司法書士相談 ※5月7日(金)午前9時から電話予約

土地・建物の所有権移転登記、相続、会社設立、空き家、成年後見制度などについての相談(司法書士が対応)

### ②法律相談 問秘書広報課 ☎373

法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)  
日5月7日(金)・14日(金)・28日(金) 午後1時20分~4時  
場市民相談室  
※2日前の水曜日午前9時から電話予約

### ③不動産相談 問秘書広報課 ☎373

マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)  
日5月10日(月) 午後1時~4時  
場市民相談室

### ④DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎811

DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)  
日毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
※面談の場合は要予約  
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

### ⑤女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎811

女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)  
日毎週火~木曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
場駅前出張所内相談室  
定5人(電話による事前予約制)

### ⑥人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎811

プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が対応)  
日5月13日(水) 午後1時~4時  
場市民相談室

### ⑦心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)  
日5月12日(水)・19日(水) 午後1時~4時  
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616  
(心配ごと相談専用電話)

### ⑧生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎493

経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分  
場社会福祉課 ☎949-6317  
(生活困窮者自立相談支援専用電話)

### ⑨こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)  
日5月10日(月) 午後1時~2時30分  
場保健センター  
定2人(電話による事前予約制)

### ⑩消費生活相談 問商工観光課 ☎336

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
場消費生活センター  
※受付は商工観光課

### ⑪内職相談 問商工観光課 ☎274

内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)  
日毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分  
場市民相談室

### ⑫若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)  
日5月19日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時  
場勤労青少年ホームゆまにて  
定5人(電話による事前予約制)

### ⑬教育相談 問教育相談所 ☎995-0077

児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時  
場教育相談所(八条小学校西隣)

### ⑭家庭児童相談 問子育て支援課 ☎472

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時  
場家庭児童相談室

### ⑮子育て相談 問だいら児童館 ☎999-0321

子育ての不安や悩みごとについての相談(家庭教育アドバイザーが対応)  
日5月20日(木) 午前9時~正午  
場だいら児童館(わんぱる)  
定3人(電話による事前予約制)

### ⑯子育てコーディネーター 問だいら子育てほっとステーション ☎951-0229

就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談  
日毎週月~金曜日 午前10時~午後4時  
場やしお子育てほっとステーション

### ⑰休日・夜間納税相談 問納税課 ☎330

市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします  
日5月2日(日) 午前9時~午後4時  
毎週木曜日 午後5時15分~7時  
場納税課